

富士見市都市計画図

告示年月日及び告示番号

富士見市都市計画図 (一部改正案)告示	(告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号
地区計画 (一部改正案)告示	(告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号
地区区分 (一部改正案)告示	(告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号
用途地域 (一部改正案)告示	(告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号

地区計画

地区区分	(告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号
防火地域	(告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号
消防地域	(告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号 (告示) 昭和三十九年四月十四日 告示第一〇九四号



凡例

	地区計画区域 (今回変更)
	地区計画区域 (既決定)

凡例

	地区計画区域 (今回変更)
	地区計画区域 (既決定)

地区名：勝瀬原地区
地区面積：約 72.7 ha

地区名：富士見上南畑地区
地区面積：約 19.3 ha

地区名：諏訪地区
地区面積：約 5.5 ha

地区名：つるせ台地区
地区面積：約 9.5 ha

地区名：鶴瀬駅東口地区
地区面積：約 4.9 ha

地区名：鶴瀬駅西口地区
地区面積：約 22.6 ha

地区名：水子地区
地区面積：約 95.0 ha

地区名：針ヶ谷地区
地区面積：約 42.5 ha

■高さに関する特例

用途地域	高さ制限 (m)	特例 (m)	備考
第一種住居地域	15	20	20m以上の高さとなる建築物は、用途地域外に準じて定める。
第二種住居地域	15	20	
第一種中核住居地域	15	20	
第二種中核住居地域	15	20	
第一種住居付商業地域	15	20	
第二種住居付商業地域	15	20	
第一種商業地域	15	20	
第二種商業地域	15	20	
第一種工業地域	15	20	
第二種工業地域	15	20	
第一種遊園地域	15	20	
第二種遊園地域	15	20	
第一種緑地地域	15	20	
第二種緑地地域	15	20	
第一種公園地域	15	20	
第二種公園地域	15	20	
第一種防災地域	15	20	
第二種防災地域	15	20	

■目的による高度の制限の範囲

用途地域	高さ制限 (m)	特例 (m)	備考
第一種住居地域	15	20	20m以上の高さとなる建築物は、用途地域外に準じて定める。
第二種住居地域	15	20	
第一種中核住居地域	15	20	
第二種中核住居地域	15	20	
第一種住居付商業地域	15	20	
第二種住居付商業地域	15	20	
第一種商業地域	15	20	
第二種商業地域	15	20	
第一種工業地域	15	20	
第二種工業地域	15	20	
第一種遊園地域	15	20	
第二種遊園地域	15	20	
第一種緑地地域	15	20	
第二種緑地地域	15	20	
第一種公園地域	15	20	
第二種公園地域	15	20	
第一種防災地域	15	20	
第二種防災地域	15	20	

凡例

	地区計画区域 (既決定)
	地区計画区域 (今回変更)
	防火地域
	消防地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	第一種中核住居地域
	第二種中核住居地域
	第一種住居付商業地域
	第二種住居付商業地域
	第一種商業地域
	第二種商業地域
	第一種工業地域
	第二種工業地域
	第一種遊園地域
	第二種遊園地域
	第一種緑地地域
	第二種緑地地域
	第一種公園地域
	第二種公園地域
	第一種防災地域
	第二種防災地域

■市街化調整区域(白地地域)における建築形態制限

用途地域	高さ制限 (m)	特例 (m)	備考
第一種住居地域	15	20	20m以上の高さとなる建築物は、用途地域外に準じて定める。
第二種住居地域	15	20	
第一種中核住居地域	15	20	
第二種中核住居地域	15	20	
第一種住居付商業地域	15	20	
第二種住居付商業地域	15	20	
第一種商業地域	15	20	
第二種商業地域	15	20	
第一種工業地域	15	20	
第二種工業地域	15	20	
第一種遊園地域	15	20	
第二種遊園地域	15	20	
第一種緑地地域	15	20	
第二種緑地地域	15	20	
第一種公園地域	15	20	
第二種公園地域	15	20	
第一種防災地域	15	20	
第二種防災地域	15	20	

